

訪問看護 重要事項説明書及び同意書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようとする指定訪問看護サービスの提供にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づき、当事業者が説明すべき重要事項について以下の内容を説明いたします。

分からないこと、分かり難いことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1. 指定訪問看護サービスを実施する事業所について

事業所名称	訪問看護ケアの実	指定番号	
所在地	愛知県津島市愛宕町四丁目113番地		
T E L	(0567) 26-3921	F A X	(0567) 26-3922
営業日	月曜日～金曜日 (電話受付：平日9:00～17:00)	休業	土日祝日 8月13日～8月15日 12月29日～1月3日
営業時間	9:00～17:00	サービス提供時間	9:00～17:00
介護保険法に基づき愛知県知事から指定を受けているサービス種類	指定訪問看護 介護予防訪問看護	管理責任者	田口 峰子
通常の実施地域	津島市及び愛西市、あま市、蟹江町、弥富市、稲沢市平和町		

※休業期間においては、療養生活上支障がある場合に限り、要望に応じてサービス提供を行なうよう善処します。

※サービス提供時間以外の時間帯に利用希望の場合、調整可能な限りの対応となります。

※緊急時の電話相談は24時間対応可能、必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制にあります。

- ・看護師等以外の職員が利用者又は家族等からの電話等による連絡及び相談に対応する際のマニュアルが整備されています。
- ・緊急の訪問看護の必要性の判断を看護師等が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されています。
- ・当該訪問看護ステーションの管理者は、連絡相談を担当する看護師等以外の職員の勤務体制及び勤務状況を明らかにします。
- ・看護師等以外の職員は、電話等により連絡及び相談を受けた際に、看護師等へ報告します。報告を受けた看護師等は、その内容を訪問看護記録書に記録します。

2. (1) 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 サポート・ワン・サービス	法人種別	営利法人
所在地	愛知県津島市愛宕町四丁目113番地	代表者名	飯尾 敦子
T E L	(0567) 26-3921	F A X	(0567) 26-3922

(2) 事業の目的及び運営の方針

【目的】病気や障害があっても、住み慣れた自宅や地域で安心して、自分らしく療養生活を送ることができるように、利用者及びその家族等が訪問看護を希望し、主治医が訪問看護、訪問リハビリテーションの必要性を認めた利用者に対して適切な意味のある訪問看護を提供します。

【方針】

- ・当事業所だけでは、よりよい生活を送ることは困難です。必ず、地域の医療、介護、福祉等の関係機関と丁寧な連携を密接に行い、当事業所がどのように存在することが望ましいのか常に考え続けます。
- ・サービス提供の開始と同時に、利用者の意志決定支援を行い、家族等の支援も含めて、より豊かに生きられるようサポートします。
- ・介護保険法その他関係法令を遵守し、看護サービスの向上を図るためにも、常に研鑽を重ねます。
- ・看護師は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重することに基づき、訪問看護においては、生活の場に関心を持ち、個人の生活を尊重することに努めます。

3. 利用事業所の職員体制について

職 種	員数	有する資格	役 割
管理責任者 ※看護職員 と兼務	1名	看護師 (訪問看護 認定看護師)	<ul style="list-style-type: none"> ・主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 ・訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 ・従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
看護師等	2. 5名 以上	看護師 准看護師	<ul style="list-style-type: none"> ・指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師からの文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 ・看護職員（准看護師を除く）は主治の医師の指示に基づく訪問看護計画書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書）の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 ・利用者へ訪問看護計画を交付します。 ・指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 ・利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 ・常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 ・サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 准看護師 <ul style="list-style-type: none"> ・看護師の指示のもと、医療処置や病状観察等のサービスを提供します。 ・利用者又は家族等からの電話連絡に対する対応を行い、適切に看護師へ報告を行います。
事務員	1名以上	介護福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。 ・利用者又は家族等からの電話連絡に対する対応を行い、適切に看護師へ報告を行います。

4. 訪問看護利用で提供可能なサービス区分とその内容について

【介護保険】・65歳以上（第1号被保険者）で要支援1.2 要介護1～5に認定を受けている方

・40歳以上65歳未満の医療保険加入者（第2号被保険者）で、要支援、要介護に認定され、16特定疾患に該当されている方。

※16特定疾患：癌（末期）、関節リウマチ、筋委縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗しょう症、初老期における認知症、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性股関節症

【医療保険】・40歳未満 ・40歳以上65歳未満の16特定疾患でない方 ・65歳以上で要支援、要介護に該当しない方

・要支援、要介護認定を受けた方

※病状の悪化等により特別訪問看護指示期間

※厚生労働大臣が定める疾患等（別表第7）

※精神病看護が必要な方（認知症は除く）

(1) 提供するサービスについて

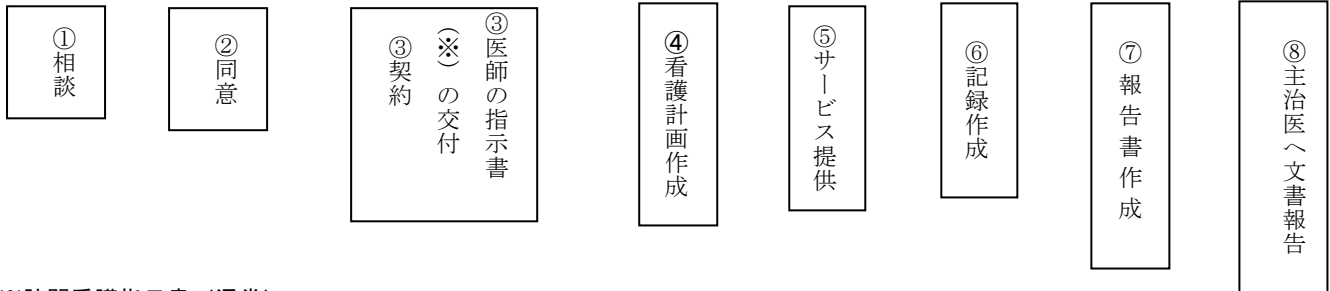
サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容	
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。	
訪問看護の提供	①	バイタルサインの確認及び病状、心身等、全身状態の観察
	②	身体の保清（清拭、洗髪、入浴、口腔ケア、足浴、手浴など）
	③	療養指導（生活上の留意点、食事指導、排泄に関する対策や指導など）
	④	内服薬の管理（内服確認や副作用の確認）
	⑤	創傷及び褥瘡処置
	⑥	人工肛門、人工膀胱管理ケア、経鼻チューブ、胃ろうチューブ管理ケア、カテーテル等医療機器の管理
	⑦	在宅酸素療法管理ケア、在宅人工呼吸器管理ケア、腹膜灌流透析のケア
	⑧	喀痰の吸引や管理
	⑨	点滴や注射の管理
	⑩	排泄管理（排便や浣腸など）
	⑪	リハビリテーション
	⑫	認知症患者の看護や予防指導
	⑬	介護者の健康相談や助言
	⑭	保険・福祉サービス活用支援や連絡調整、受診相談など
	⑮	在宅緩和ケア
	⑯	看取り

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類・鍵などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、利用者やその家族等に対しあらかじめ同意を得て、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かやむを得ない理由を記録します。
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) サービスの提供の流れ



※訪問看護指示書（通常）

※特別訪問看護指示書（急性増悪、退院直後、看取り期などに頻回な訪問が必要な場合 14 日間）

※在宅患者訪問点滴注射指示書（週 3 日以上点滴が必要な場合）

※精神科訪問看護指示書（精神科を標榜する医療機関が交付）

※精神科特別訪問看護指示書（精神科の患者が急性増悪した場合 14 日以内頻回訪問可）

（主治医がこれらの指示書を交付する際に、利用者の自己負担が生じます。100～300 点）

5. 提供するサービスの基本利用料について（目安）

【介護保険】訪問看護・介護予防 指定訪問看護ステーション料金表

(介護) 訪問看護の場合						
所要時間	訪問看護費（1回あたり）					
	単位数 ※（注1）参照	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （自己負担1割の場合） ※（注2）参照	利用者負担金 （自己負担2割の場合） ※（注2）参照	利用者負担金 （自己負担3割の場合） ※（注2）参照	
20分未満	314	3,272 円	328 円	655 円	982 円	
20分以上30分未満	471	4,908 円	491 円	982 円	1,473 円	
30分以上60分未満	823	8,576 円	858 円	1,716 円	2,574 円	
60分以上90分未満	1,128	11,754 円	1,176 円	2,351 円	3,527 円	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して行う場	要介護1～4	2,961	30,854 円	3,086 円	6,172 円	9,257 円
	要介護5	3,761	39,190 円	3,920 円	7,839 円	11,758 円
理学療法士・作業療法士等による訪問						
20分訪問2回まで（6回/週まで）	294	3,063 円	306 円	613 円	919 円	
20分訪問を3回以上行った場合（6回/週迄）	265	2,761 円	276 円	552 円	829 円	
(介護予防) 訪問看護の場合						
所要時間	訪問看護費（1回あたり）					
	単位数 ※（注4）参照	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （自己負担1割の場合） ※（注2）参照	利用者負担金 （自己負担2割の場合） ※（注2）参照	利用者負担金 （自己負担3割の場合） ※（注2）参照	
20分未満	303	3,157 円	316 円	632 円	947 円	
20分以上30分未満	451	4,699 円	470 円	940 円	1,410 円	
30分以上60分未満	794	8,273 円	828 円	1,655 円	2,482 円	
60分以上90分未満	1,090	11,357 円	1,136 円	2,272 円	3,408 円	
理学療法士・作業療法士等による訪問						
20分訪問2回まで	284	2,959 円	296 円	592 円	888 円	
20分訪問を3回以上行った場合	142	1,479 円	148 円	296 円	444 円	

（注1）単位数は厚生労働大臣が告示で定める単位数であり、事業者の料金体系は厚生労働省の定めに基づきするものとします。事業所の所在地が6級地のため、単位数に10.42を乗じた額となります。

（注2）利用者は、事業者に対し原則として介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を支払います。なお、介護保険給付の支給限度額を超えてサービス利用する場合、超えた額の10割負担となります。上記の利用負担額は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

※20分未満の算定は、吸引、導尿、経管栄養等、医療処置の実施が目的であり、状態確認では算定できません。

※20分未満の算定がある週では1回以上は保健師又は看護師の20分以上の訪問が必要となります。

※サービス提供時間数は実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数によるものとします。尚、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うと共に訪問看護計画の見直しを行います。

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問するという位置づけになります。

※理学療法士が行うサービスは1回20分、40分で2回分、60分で3回分となります。3回以上は減算となります。

※事業所全体で、前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数、看護職員による訪問回数を超えている場合、又は算定日が属する月の前6月前において、緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（Ⅱ）、特別管理加算（Ⅰ）（Ⅱ）、看護体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）のいずれも算定していない場合は8単位の減算が適用されます。（※介護予防のみ：12月を超えて実施する場合はさらに15単位）

※准看護師が訪問看護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位を算定します。居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の諸事情で保健師又は看護師が訪問する場合については、所定単位数に100分の90を乗じた単位数を算定します。

※同一建物減算1：同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合、所定の10%減算となります。（1月につき）／同一建物減算2：同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合は所定単位数の15%減算となります。（1月につき）

※高齢者虐待防止措置未実施減算：委員会を定期的に開催していない/指針を整備していない/研修を行っていない/担当者を置いていない場合、所定単位数の10%減算となります。

※業務継続計画未策定減算：感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施しておらず、計画の策定等の基準を満たしていない場合に、所定単位数から100分の1に相当する減算となります。

※訪問看護計画書、報告書、情報提供等において医師および関係事業所との共有を行います。

※居宅支援事業所より、主治医の指示書の情報提供を求められた場合、情報提供を行います。

【介護保険】訪問看護・介護予防 指定訪問看護ステーション料金表					
加算等の種類	加算・減算の要件と額（1回あたり）				
	単位数	基本利用料 ※（注1）	利用者負担金 （1割） ※（注2）参照	利用者負担金 （2割） ※（注2）参照	利用者負担金 （3割） ※（注2）参照
支給限度基準額に含まれる加算					
夜間・早朝加算、深夜加算	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間（午後6時から午後10時まで）、早朝（午前6時から午前8時まで）に計画に基づいた訪問看護を実施した場合、所定単位数の100分の25を加算。 ・深夜（午後10時から午前6時まで）に計画に基づいた訪問看護を実施した場合に所定単位数の100分の50を加算。 				
初回加算（Ⅰ）（1月につき） ・退院時共同指導料を算定しない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・過去2月間において、当該訪問看護事業所から訪問看護（医療保険の訪問看護含む）の提供を受けていない場合であって新たに訪問看護計画書を作成した場合。 ・退院（所）した日に初回訪問を行った場合 				
	350	3,647 円	365 円	729 円	1,094 円
初回加算（Ⅱ）（1月につき） ・退院時共同指導料を算定しない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・（Ⅰ）の要件 ・退院（所）した翌日以降に初回訪問をした場合 				
	300	3,126 円	313 円	625 円	938 円
退院時共同指導加算（1回につき） ・初回加算を算定しない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院中（所）の者が退院（所）するにあたり、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が入院中の者又はその看護に当たっている者に対し、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の主治医やその他の従業者と共同して在宅での療養に必要な指導を行うこと。 ・テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 				
	600	6,252 円	625 円	1,250 円	1,876 円
長時間訪問看護加算（1回につき）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別管理加算の対象になる利用者に対し、所要時間1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合であって、その所要時間を通算した時間が1時間30分以上となる場合に加算する。准看護師でも同じ単位数の加算となる。 ・ケアプランに1時間30分以上の訪問が位置づけられていること。 				
	300	3,126 円	313 円	625 円	938 円
複数名訪問看護加算（Ⅰ） （1回につき）	<ul style="list-style-type: none"> ・イ利用者、家族等の同意を得ていること （1）利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる。 （2）暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる。 （3）その他の利用者の状況等から（1）（2）に準ずると認められる。 ・一人の利用者に対して、同時に2人の看護師等（保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士）が訪問看護を行ったとき。 				
所要時間30分未満	254	2,647 円	265 円	529 円	794 円
所要時間30分以上	402	4,189 円	419 円	838 円	1,257 円
複数名訪問看護加算（Ⅱ） （1回につき）	<ul style="list-style-type: none"> ・イの要件を満たすこと ・1人の利用者に対して、看護師等と看護補助者が訪問看護を行ったとき（看護補助者は資格は問わないが、訪問看護事業所に雇用されていること） 				
所要時間30分未満	201	2,094 円	209 円	419 円	628 円
所要時間30分以上	317	3,303 円	330 円	661 円	991 円
専門管理加算（1月につき）	<ul style="list-style-type: none"> （イ）緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア・人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は（ロ）特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。 				
	250	2,605 円	261 円	521 円	782 円
看護・介護職員連携強化加算 （1回につき）	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業所の訪問介護員等に対したんの吸引等を円滑に行う支援を行った場合。 ①たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応について助言を行う ②訪問介護員等と同行し、利用者の居室において業務の実施状況について確認した場合又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合 ・緊急時訪問看護加算の届け出をしていること。 				
	250	2,605 円	261 円	521 円	782 円
看護体制強化加算（Ⅰ） （1月につき）	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅における中重度の要介護者、要支援者の療養生活を伴う医療ニーズへの対応を強化するため、充実したサービス提供体制を評価、基準が適合している場合に算定。 				
	550	5,731 円	573 円	1,146 円	1,719 円
看護体制強化加算（Ⅱ） （1月につき）	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅における中重度の要介護者、要支援者の療養生活を伴う医療ニーズへの対応を強化するため、充実したサービス提供体制を評価、基準が適合している場合に算定。 				
	200	2,084 円	208 円	417 円	625 円
看護体制強化加算（介護予防のみ）	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅における中重度の要介護者、要支援者の療養生活を伴う医療ニーズへの対応を強化するため、充実したサービス提供体制を評価、基準が適合している場合に算定。 				
	100	1,042 円	104 円	208 円	313 円
口腔連携強化加算（1月に1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・口腔の健康状態の評価を実施した場合、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、評価の結果の情報提供を行った場合。 イ・評価を行うにあたって、歯科訪問診療科の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めていること。 ロ・他の介護サービスの事業所において、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していること。 ・指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していること。 ・当該事業所以外の介護サービス事業所において、口腔連携強化加算を算定していること。 				
	50	521 円	52 円	104 円	156 円

支給限度基準額に含まれない加算													
緊急時訪問看護加算Ⅰ（1月に1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者又はその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制であること。 ・緊急時訪問における看護業務の負担を軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われていること。 												
	600	6,252	円	625	円	1,250	円	1,876	円				
緊急時訪問看護加算Ⅱ（1月に1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者又はその家族から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制であること。 												
	574	5,981	円	598	円	1,196	円	1,794	円				
特別管理加算（Ⅰ）（1月につき）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な管理を要する利用者（別に厚生労働大臣が定める状態）にある者に対して、計画的な管理を行った場合に算定。 在宅麻薬等注射指導管理、在宅悪性化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態 												
	500	5,210	円	521	円	1,042	円	1,563	円				
特別管理加算（Ⅱ）（1月につき）	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ・人工肛門、人工膀胱を設置している状態 ・真皮を超える褥瘡の状態。定期的（1週間に1回以上）に観察、アセスメント、評価を行い訪問看護記録書に記録する。必要に応じて利用者の家族への指導も含む。 ①NPUAP分類Ⅲ度又はⅣ度②DESIGN分類（日本褥瘡学会）D3、D4又はD5 ・主治医が点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる指示を訪問看護事業所に行った場合で、当該事業所の看護職員が週3日以上点滴注射を実施していること。 												
	250	2,605	円	261	円	521	円	782	円				
					2500	26,050	円	2,605	円	5,210	円	7,815	円
					6	63	円	6	円	13	円	19	円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（1回につき）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の実施/会議の開催/健康診断等の定期的な実施 ・勤続年数7年以上の職員が30%以上配置されている場合 												
	6	63	円	6	円	13	円	19	円				
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（1回につき）	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の実施/会議の開催/健康診断等の定期的な実施 ・勤続年数3年以上の職員が30%以上配置されている場合 												
	3	31	円	3	円	6	円	9	円				

※主治医（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く）から、急性増悪等から一時的に頻回な訪問看護を行う必要がある旨の特別な指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。（特別訪問看護指示書：週4日以上の頻回な訪問看護）

※ターミナルケア加算、看護・介護職員連携強化加算は、介護予防訪問看護は対象外となります。

【医療保険】訪問看護・介護予防訪問看護事業所 料金表

訪問看護療養費：①（精神科）訪問看護基本療養費＋②訪問看護管理療養費＋③訪問看護情報提供療養費＋④訪問看護ターミナル療養費＋④訪問看護ベースアップ評価料で算定されます。

内容		利用料							
		10割	1割負担	2割負担	3割負担				
①訪問看護基本療養費									
訪問看護基本療養費（Ⅰ）（1日につき）		保健師・助産師・看護師の場合							
		週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円			
		週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円			
		専門の看護師※1が訪問した場合	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円			
		准看護師の場合							
		週3日まで	5,050円	505円	1,010円	1,515円			
		週4日目以降	6,050円	605円	1,210円	1,815円			
		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の場合							
		週3日まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円			
		訪問看護基本療養費（Ⅱ）（1日につき） （同一建物居住者） ※専門の看護師の場合は（Ⅰ）と同じ		保健師・助産師・看護師による場合					
同1日に2人/週3日まで	5,550円			555円	1,110円	1,665円			
同1日に2人/週4日目以降	6,550円			655円	1,310円	1,965円			
同1日に3人以上/週3日ま	2,780円			278円	556円	834円			
同1日に3人以上/週4日目	3,280円			328円	656円	984円			
准看護師の場合									
同1日に2人/週3日まで	5,050円			505円	1,010円	1,515円			
同1日に2人/週4日目以降	6,050円			605円	1,210円	1,815円			
同1日に3人以上/週3日ま	2,530円			253円	506円	759円			
同1日に3人以上/週4日目	3,030円			303円	606円	909円			
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の場合									
同1日に2人	5,550円			555円	1,110円	1,665円			
同1日に3人以上	2,780円			278円	556円	834円			
訪問看護基本療養費（Ⅲ）				（入院中外泊1回につき）					
		8,500円	850円	1,700円	2,550円				
訪問看護基本療養費に追加される加算（介護予防含む）（※がついている加算は、精神においても内容、報酬共に同じです。）									
難病等複数回訪問加算※		1日2回	同一建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円		
			同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円		
		1日3回以上	同一建物内1人又は2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円		
			同一建物内3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円		
緊急訪問看護加算（1日につき）※		月14日目まで		2,650円	265円	530円	795円		
		月15日以降		2,000円	200円	400円	600円		
長時間訪問看護加算（1週につき）※				5,200円	520円	1,040円	1,560円		
乳幼児加算（1日につき）6歳未満		重症児又は準重症児等		1,800円	180円	360円	540円		
		上記以外		1,300円	130円	260円	390円		
複数名訪問看護加算 看護職員と同時に訪問看護を行う職種		看護師等 週1日まで	同一建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円		
			同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円		
		准看護師 週3日まで	同一建物内1人又は2人	3,800円	380円	760円	1,140円		
			同一建物内3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円		
		その他職員 週3日まで	同一建物内1人又は2人	3,000円	300円	600円	900円		
			同一建物内3人以上	2,700円	270円	540円	810円		
		・別に厚生労働大臣が定める場合 その他職員/回数制限なし		1回/日	同一建物内1人又は2人	3,000円	300円	600円	900円
					同一建物内3人以上	2,700円	270円	540円	810円
				2回/日	同一建物内1人又は2人	6,000円	600円	1,200円	1,800円
					同一建物内3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
3回以上	同一建物内1人又は2人			10,000円	1,000円	2,000円	3,000円		
	同一建物内3人以上			9,000円	900円	1,800円	2,700円		
夜間・早朝訪問看護加算、 深夜訪問看護加算※		夜間・早朝訪問看護加算		2,100円	210円	420円	630円		
		深夜訪問看護加算		4,200円	420円	840円	1,260円		

【医療保険】訪問看護・介護予防訪問看護事業所 料金表

訪問看護療養費：①（精神科）訪問看護基本療養費＋②訪問看護管理療養費＋③訪問看護情報提供療養費＋④訪問看護ターミナル療養費＋④訪問看護ベースアップ評価料で算定されます。

内容		利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
②訪問看護管理療養費（※がついている加算は、精神においても内容、報酬共に同じです。）						
訪問看護管理療養費1（1日につき※）	月初日訪問	イ機能強化型訪問看護管理療養費1	13,230 円	1,323 円	2,646 円	3,969 円
		ロ機能強化型訪問看護管理療養費2	10,030 円	1,003 円	2,006 円	3,009 円
		ハ機能強化型訪問看護管理療養費3	8,700 円	870 円	1,740 円	2,610 円
		ニイからハ以外	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円
訪問看護管理療養費2（1日につき）※	2日目以降	イ訪問看護管理療養費1	3,000 円	300 円	600 円	900 円
		ロ訪問看護管理療養費2	2,500 円	250 円	500 円	750 円
訪問看護管理療養費に追加される加算（※がついている加算は、精神においても内容、報酬共に同じです。）						
24時間対応体制加算イ（1月に1回）※	・看護業務の負担軽減の取組を行っている場合					
		6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	
24時間対応体制加算ロ（1月に1回）※	・上記以外の場合					
		6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円	
特別管理加算（Ⅰ）（1月に1回）※	・特別な管理を要する利用者（別に厚生労働大臣が定める状態）にある者に対して、計画的な管理を行った場合に算定。 在宅麻薬等注射指導管理、在宅悪性化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 気管カニューレを使用している状態 留置カテーテルを使用している状態					
		5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	
特別管理加算（Ⅱ）（1月に1回）※	・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態					
	・真皮を超える褥瘡の状態。定期的（1週間に1回以上）に観察、アセスメント、評価を行い訪問看護記録書に記録する。必要に応じて利用者の家族への指導も含む。 ①NPUAP分類Ⅲ度又はⅣ度②DESIGN分類（日本褥瘡学会）D3、D4又はD5 ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者					
		2,500 円	250 円	500 円	750 円	
退院時共同指導加算（初日訪問時）※	・退院時において看護師等が入院機関等の医師看護師等と共同して指導を行った場合 （入院中1回または2階まで）					
		8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	
特別管理指導加算※	・特別な管理が必要で、退院時共同指導を行った場合					
		2,000 円	200 円	400 円	600 円	
退院時支援指導加算（退院日）※	・退院した当日の訪問看護					
		6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	
在宅患者連携指導加算※	・長時間の訪問を要する者					
		8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円	
在宅患者連携指導加算※	・月2回以上、医療機関関係職種間で情報交換し利用者又はその家族に指導等を行った場合					
		3,000 円	300 円	600 円	900 円	
在宅患者緊急時カンファレンス加算（月2回）※	・医療機関関係職種等が患者でカンファレンスと療養上必要な指導を行った場合					
		2,000 円	200 円	400 円	600 円	
看護・介護職員連携強化加算※	・訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等を円滑に行うための支援を行った場合。 ①たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応について助言を行う ②訪問介護員等に同行し、利用者の居宅において業務の実施状況について確認した場合又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合 ・24時間対応体制の届け出をしていること。					
		2,500 円	250 円	500 円	750 円	
専門管理加算※	・（イ）緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア・人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は（ロ）特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。					
		2,500 円	250 円	500 円	750 円	
訪問看護医療DX情報活用加算（1月あたり）※	・電子資格確認により、利用者の診療情報を取得した上で計画的な管理を行った場合。					
		50 円	5 円	10 円	15 円	

その他の療養費（※がついている加算は、精神においても内容、報酬共に同じです。）				
③訪問看護情報提供療養費				
訪問看護情報提供療養費※	・精神科訪問看護基本療養費を算定している訪問看護ステーションが利用者の情報を提供して算定。			
	訪問看護療養費1.2.3	1,500円	150円	300円 450円
④訪問看護ターミナルケア療養費				
訪問看護ターミナルケア療養費1※		25,000円	2,500円	5,000円 7,500円
訪問看護ターミナルケア療養費2※		10,000円	1,000円	2,000円 3,000円
⑤訪問看護ベースアップ評価料				
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）※	訪問看護管理療養費を算定している場合	780円	78円	156円 234円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）1※		10円	1円	2円 3円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）2※		20円	2円	4円 6円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）3※		30円	3円	6円 9円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）4※		40円	4円	8円 12円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）5※		50円	5円	10円 15円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）6※		60円	6円	12円 18円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）7※		70円	7円	14円 21円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）8※		80円	8円	16円 24円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）9※	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）に加え、医療従事者の賃金改善を強化する必要がある場合	90円	9円	18円 27円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）10※	（1～18のいずれかを算定）	100円	10円	20円 30円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）11※		150円	15円	30円 45円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）12※		200円	20円	40円 60円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）13※		250円	25円	50円 75円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）14※		300円	30円	60円 90円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）15※		350円	35円	70円 105円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）16※		400円	40円	80円 120円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）17※		450円	45円	90円 135円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）18※		500円	50円	100円 150円

※週は日曜日が起点のため、前月から続く訪問の場合は、月の1日目でも週4日目以降の算定場合があります。

※介護保険証をお持ちの方でも、厚生労働大臣の指定する疾患（※該当者）や特別訪問看護指示書の方は、医療保険での訪問となります。

※医師の指示に基づき、イ：厚生労働大臣の定める疾病等特掲診療科（別表第7）19疾患と1つの状態：医療保険が優先となります。
ロ：原則、介護保険が優先となりますが、急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態（別表第8）

※標準の訪問時間は1回につき30分～90分程度です。

※利用料は、発生した医療費の1～3割となります。

※生活保護、精神、難病等公費を利用する場合はその負担額となります。

イ：厚生労働大臣の定める疾病等特掲診療科（別表第7）19疾患と1つの状態：医療保険が優先となります。

1. 末期の悪性腫瘍
2. 多発性硬化症
3. 重症筋無力症
4. スモン
5. 筋萎縮性側索硬化症（ALS）
6. 脊髄小脳変性症
7. ハンチントン病
8. 進行性筋ジストロフィー症
9. パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症・パーキンソン病（ヤールⅢ以上かつ生活機能障害Ⅱ以上）
10. 多系統萎縮症（線条体黒質変性症・オリブ橋小脳萎縮症・シャイ・ドレーガー症候群）
11. プリオン病
12. 亜急性硬化性全脳炎
13. ライソゾーム病
14. 副腎白質ジストロフィー
15. 脊髄性筋萎縮症
16. 球脊髄性筋萎縮症
17. 慢性炎症性脱髄性多発神経炎（CIDP）
18. 後天性免疫不全症候群（AIDS）
19. 頸髄損傷
20. 人工呼吸器を使用している状態（※睡眠時無呼吸のCPAPは含まれない）

ロ：原則、介護保険が優先となりますが、急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態（別表第8）

1. 在宅麻薬等注射指示管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者、または気管カニューレもしくは留置カテーテルうい使用している状態にある者、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、または、在宅肺高血圧患者指導管理を受けている状態にある者、人工肛門、人工膀胱を設置している状態にある者
2. 真皮を超える褥瘡の状態にある者
3. 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

【医療保険-精神】訪問看護・介護予防訪問看護事業所 料金表

訪問看護療養費：①（精神科）訪問看護基本療養費＋②訪問看護管理療養費＋③訪問看護情報提供療養費＋④訪問看護ターミナル療養費＋④訪問看護ベースアップ評価料で算定されます。

内容		利用料				
		10割	1割負担	2割負担	3割負担	
①精神訪問看護基本療養費						
精神訪問看護基本療養費（Ⅰ） （1日につき）	保健師・看護師・作業療法士					
	週3日迄	30分以上の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		30分未満の場合	4,250円	425円	850円	1,275円
	週4日以降	30分以上の場合	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		30分未満の場合	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	准看護師の場合					
	週3日迄	30分以上の場合	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		30分未満の場合	3,870円	387円	774円	1,161円
	週4日以降	30分以上の場合	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		30分未満の場合	4,720円	472円	944円	1,416円
精神訪問看護基本療養費（Ⅲ） （1日につき） （同一建物居住者）	保健師・看護師・作業療法士					
	週3日迄	同一日2人/30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		同一日2人/30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
		同一日3人/30分以上	2,780円	278円	556円	834円
		同一日3人/30分未満	2,130円	213円	426円	639円
	週4日迄	同一日2人/30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		同一日2人/30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		同一日3人/30分以上	3,280円	328円	656円	984円
		同一日3人/30分未満	2,550円	255円	510円	765円
	准看護師の場合					
	週3日迄	同一日2人/30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		同一日2人/30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
		同一日3人/30分以上	2,530円	253円	506円	759円
		同一日3人/30分未満	1,940円	194円	388円	582円
	週4日目以降	同一日2人/30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
		同一日2人/30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円
同一日3人/30分以上		3,030円	303円	606円	909円	
同一日3人/30分未満		2,360円	236円	472円	708円	
精神訪問看護基本療養費（Ⅳ）		（入院中外泊1回につき）	8,500円	850円	1,700円	2,550円
精神科訪問看護基本療養費に追加される加算						
訪問看護管理療養費（他の加算は※を参照してください。）						
複数名精神科訪問看護加算 保健師又は看護師と同時に訪問看護を行う職種	保健師・看護師・作業療法士					
	1回/日	同一建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	2回/日	同一建物内1人又は2人	9,000円	900円	1,800円	2,700円
		同一建物内3人以上	8,100円	810円	1,620円	2,430円
	3回以上/日	同一建物内1人又は2人	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
		同一建物内3人以上	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
	准看護師の場合					
	1回/日	同一建物内1人又は2人	3,800円	380円	760円	1,140円
		同一建物内3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
	2回/日	同一建物内1人又は2人	7,600円	760円	1,520円	2,280円
		同一建物内3人以上	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	3回以上/日	同一建物内1人又は2人	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
		同一建物内3人以上	11,200円	1,120円	2,240円	3,360円
看護補助者、精神保健福祉士						
1回/日	同一建物内1人又は2人	3,000円	300円	600円	900円	
	同一建物内3人以上	2,700円	270円	540円	810円	
精神科複数回訪問加算	2回/日	同一建物内1人又は2人	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物内3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	3回以上/日	同一建物内1人又は2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
		同一建物内3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円

※医師の指示（精神科訪問看護指示書）に基づき健康保険法が適用されます。

※訪問回数は週3回を限度とします。ただし、退院後3ヶ月以内の期間は週5回を限度。精神科訪問看護指示書の交付期間は訪問回数に制限はありません。

6. その他費用について

(介護保険・医療保険)

保険適用外サービス料金	
通常事業実施地域以外の居宅への訪問看護した場合の交通費	上記、通常の実施地域（8km）を超えた地点から（片道）1kmにつき100円
エンゼルケア	15,000円
サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用やおむつ類	利用者負担となります おむつ：実費

(医療保険)

保険適用外サービス料金		
特別料金	90分を超える長時間の訪問看護の場合（長時間訪問看護算定不可の場合）	30分毎 2,500円
	休日加算（営業日以外のご利用の場合）	1回につき 2,500円
	医師の死亡診断時刻以降の訪問	5,000円

※別途、医療保険・介護保険で利用できない場合のサービスをご希望の場合は、8を参照ください。

7. キャンセル料について

キャンセル料	サービス提供日の前日17:00までに連絡を頂いた場合	無料
	サービス提供日の当日	利用料自己負担額の80%
	訪問時に不在もしくはサービス開始後のキャンセル	2,500円

※利用者の体調不良等、やむを得ない状況であった場合は、キャンセル料はいただきません。

8. 暮らしサポート（サポート・ワンの自費利用）について

この重要事項は介護保険制度に則り、利用者が可能な限り居宅において、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護のサービス提供を行うことを基本とします。

しかし、介護保険制度のサービス提供範囲では日常生活及び個人の尊厳等に不服が生じる場合、加えて、介護保険利用限度単位を超過する等により費用10割負担となることが予測される場合は、介護医療保険の給付対象とならないサービス等、利用者の意向により、その部分に対し、弊社請負事業所「暮らしサポート サポートワン」の料金体系によるサービス提供の利用を可能とします。サービス提供はこの重要事項に該当する利用者に限定するものとし、介護保険事業所（訪問看護ケアの実）の実績として報告及び請求処理を行います。

料金等は暮らしサポート重要事項に基づきます（暮らしサポートの重要事項の説明後、署名捺印しこの重要事項の最終ページに綴ることとします）

注）暮らしサポートの利用意向が無い場合、介護保険制度の規程通りの対応とし、また、介護保険制度の範囲内での対応・介護保険利用限度額を超過された場合は利用単位の10割の請求額となります。

9. 利用料の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険・医療保険を適用する場合）及びその他の費用については、サービス提供の実績に基づき算定し、利用月ごとの合計金額を請求いたします。 イ 前項に係る請求書は、利用明細を添えて、利用月の翌月10日までに、利用者又はご家族等へ手渡し、郵送又は電磁的方法により交付いたします。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	利用料金は、請求月の20日頃までに、次のいずれかの方法によりお支払いください。 ① 事業者指定口座への振込 ② 利用者指定口座からの自動振替 ③ 現金払い なお、領収書の発行については、次のとおりとします。 ①事業者指定口座への振込および②利用者指定口座からの自動振替の場合は、金融機関が発行する振込明細書または通帳記帳等をもって領収書の発行に代えるものとします。 ③現金払いの場合は、領収書を発行します。 ただし、①または②の場合であっても、利用者から別途領収書の発行を求められた場合は、これに応じます。

10. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等について

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		
第三者による評価の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

11. サービスの提供にあたっての留意事項について

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認します。被保険者住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 医師の指示書をもって、訪問看護サービスの開始となります。
- (4) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画（以降、計画書）」を作成します。なお、作成した「計画書」は、利用者又は家族にその内容を説明いたします。ご確認ください。
- (5) サービス提供は「計画書」に基づいて行います。なお、「計画書」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができず
- (6) サービス提供に従事する看護職員への具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (7) 交通事情によりサービス時間が 15 分程度前後することがあります。ご了承ください。
- (8) 利用者のお宅に訪問する際、室内のペットによる被害をうける場合は事前に部屋から出す、ゲージに入れていただく等、訪問看護の妨げにならないよう、ご理解をお願いいたします。

12. サービス提供に関する相談及び苦情について

- (1) 相談及び苦情受付の体制及び手順
 - ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
 - イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ・苦情等があった場合は、担当者が利用者やその家族と連絡を取り、状況を確認する。また、必要に応じて面談し、事情の確認を行います。
 - 《介護保険上の問題と対応》
 - ・介護保険制度の資料を入手した上で、説明し理解を得るための努力を行います。
 - ・保険者や介護支援専門員等にも状況を伝え、必要な場合は対応を依頼します。
 - 《利用上の問題と対応》
 - ・苦情を把握し、問題点の改善策を検討します。
 - ・関係（担当）者間で苦情に対する認識度を確認し再発防止及び改善に役立てます。
 - 《その他参考事項》
 - ・日頃から利用者の立場に立ったサービス提供をするように心掛けます。また利用者の状況の変動など細かな情報を関係（担当）者で密に交換及び把握するように努めます。
 - ・利用者及びその家族、もしくは主の介護者などから、家庭での生活状況を聴取し、要望や困っていること、また生活歴からみる性格の特徴も考慮することで、苦情が出ないように対応方法を心掛けます。
 - ・自社で行う、現場に近い内容の勉強会を開催する。（同業者間での合同開催なども含む）
 - ・研修会に積極的に参加する姿勢を持ち、質の向上に努めます。
 - ・その他、内容に応じて適宜対応を検討する姿勢を持ちます。
- (2) 相談及び苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	<ul style="list-style-type: none"> ●窓 口 訪問看護ケアの実 ●所在地 愛知県津島市愛宕町四丁目 113 番地 ●相談及び苦情受付担当者 田口 峰子 ●電話番号 (0567) 26-3921 ●ファクス番号 (0567) 26-3922 ●受付時間 営業日・営業時間中の受付とする。
【各市町村（保険者）の窓口】	<ul style="list-style-type: none"> ◆津島市役所 (0567) 24-1117／高齢介護課（介護保険グループ）※直通 ◆愛西市役所 (0567) 55-7116／高齢福祉課（介護保険係）※直通 ◆弥富市役所 (0567) 65-1111／介護高齢課（介護保険グループ）※代表番号 ◆海部郡蟹江町役場 (0567) 95-1111／高齢介護課（介護保険係）※代表番号 ◆あま市役所 (052) 444-3141／高齢福祉課（介護保険係）※直通 ◆稲沢市役所 (0587) 32-1286／介護保険課※直通

【公的団体の窓口】	<ul style="list-style-type: none"> ●窓口 愛知県国民健康保険団体連合会（愛知県の苦情処理相談窓口） ●所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館 ●電話番号 (052) 962-4727 ●受付時間 連合会の受付時間とする（土日祝は休み）
-----------	---

13. ハラスメントについて（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント）

事業所は、適切な事業を提供する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、訪問看護員等の就業環境が侵されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

14. 迷惑行為に関する事項

事業所は利用者または契約者やその家族が訪問看護員等の個人または事業所（者）に対し、社会通念上相当な範囲を超える行為を行った場合は、必要な措置を講じるものとする。

- ・威迫、脅迫、威嚇行為
- ・侮辱、人格を否定する言動
- ・プライバシー侵害行為
- ・保証を超えた無償修理の要求など、社会通念上過剰な補償の要求
- ・合理的理由のない事業所への謝罪要求や事業所（者）関係者への処罰要求
- ・訪問看護員等に対する暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷・セクシャルハラスメント・カスタマーハラスメント等
- ・同じ要望やクレームの過剰な繰り返し等、長時間の拘束、心理的苦痛や業務妨害に値する行為
- ・SNSやインターネット上での誹謗中傷

15. 利用の中止、変更

気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などにより、サービスの実施が著しく危険であると事業所が判断した場合、事業所の申し出により、サービスの中止及び時間の変更を行います。また、訪問時に災害が発生した際には利用者の安全確保に努力し、訪問先より職員を退去させる場合があります。

16. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	虐待防止委員：田口 峰子
-------------	--------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

17. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的にを行い身体拘束に関する担当者を選定しています。

身体拘束に関する担当者	身体拘束委員：田口 峰子
-------------	--------------

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

18. 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

感染対策に関する担当者	感染防止対策委員：田口 峰子
-------------	----------------

- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品について、衛生管理に努めます。
- (3) 感染予防のため訪問看護開始時・終了時、処置の開始・終了時に手洗いのための場所をお借りさせていただきます。
- (4) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむねひと月に1回程度開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を行います。
- (5) マスクの装着は義務付けておりません。状況等により判断しますが、看護職員によるマスクの着用を希望される場合はお

申し出ください。

(6) 感染症等により、訪問時間の変更をお願いする場合があります。

(7) 訪問看護にて使用したガウン、手袋などは感染予防の観点からご自宅での廃棄をお願いします。

19. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密保持について	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報保護法」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び退職した後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族等の個人情報を用いませぬ。 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止する配慮を行うものとします。 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

20. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

緊急時の救急車の同乗が必要な場合、または希望があった場合、別途、暮らしサポートサポートワンでの内容に基づいた費用が発生します。

(1) 主治医の連絡先

医療機関名	
主治医	
電話番号	

(2) 緊急連絡先

住所	
氏名	(続柄:)
TEL	

21. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】	<ul style="list-style-type: none"> ◆津島市役所（0567）24-1117／高齢介護課（介護保険グループ）※直通 ◆愛西市役所（0567）55-7116／高齢福祉課（介護保険係）※直通 ◆弥富市役所（0567）65-1111／介護高齢課（介護保険グループ）※代表番号 ◆海部郡蟹江町役場（0567）95-1111／高齢介護課（介護保険係）※代表番号 ◆あま市役所（052）444-3141／高齢福祉課（介護保険係）※直通 ◆稲沢市役所（0587）32-1286／介護保険課※直通
【事業所の窓口】	<ul style="list-style-type: none"> ●窓 口 訪問看護ケアの実 ●所在地 愛知県津島市愛宕町四丁目 113 番地 ●相談及び苦情受付担当者 田口 峰子 ●電話番号（0567）26-3921 ●ファクス番号（0567）26-3922 ●受付時間 営業日・営業時間中の受付とする。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償責任保険	保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
	保 険 名	超ビジネス保険
	補償の概要	老人福祉・介護事業（事業活動包括保険）

自動車保険	保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
	保 険 名	一般自動車保険（TAP）
	補償の概要	対人・対物・人身・搭乗者・車両保証

2.2. 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

2.3. 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

2.4. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

2.5. 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした意向に基づいて作成したものです。

①訪問看護計画を作成する者

氏名 _____ (連絡先：0567-26-3921)

②提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額のお見積り

(介護保険 1割 2割 3割 負担) (医療保険 1割 2割 3割 負担 公費 (_____))

	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
日				円	円
月				円	円
火				円	円
水				円	円
木				円	円
金				円	円
土				円	円
		1週当たりの利用料、利用者負担額 合計額		円	円

※その他、実費等が発生する場合があります。

2.6. 呼称の確認について

サービス提供時など、本人や関わる方々へ声を掛ける際の呼び方について確認します。

名前	続柄	呼称
	本人	

2.7. 運営規定及び重要事項説明書について

運営規定等の重要事項は、事業所掲示以外に、閲覧可能な形でのファイル等の備えつけも可能となりました。

- ・弊社ホームページ内に閲覧可能なファイルとして備えつけます。

28. 署名捺印の見直し、電磁的記録による保存について

利用者への説明・同意について、電磁的な対応が認められるようになり、署名捺印を求めないことが可能であることや代替手段を明示するとなりました。

弊社としては、金銭の発生する契約書類には署名捺印を求めます。

29. 附則

この重要事項説明書は、令和 8年 4月 1日より施行します。

重要事項説明書の内容について、利用者に説明を行い、同意を得ました。

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年（西暦 年） 月 日
-----------------	----------------

私は、本説明書にもとづいて、重要事項の説明を受け、同意しました。

事業者所在地	愛知県津島市愛宕町四丁目 1 1 3 番地
事業者法人名	株式会社サポート・ワン・サービス 印
法人代表者名	代表取締役 飯尾 敦子
事業所名称	訪問看護ケアの実（重要事項説明を担当した者： ）

利用者 住所	
利用者 氏名	印
利用者の家族 住所	
利用者の家族 氏名	印
署名代筆者 住所	
署名代筆者 氏名	印（続柄 ）